

所沢市自宅でちょこっとリハビリ業務内容

【実施要旨】

第1 業務名

所沢市自宅でちょこっとリハビリ業務委託

第2 業務目的

所沢市通所型短期集中予防サービスの利用者が、当該サービス利用終了後に、自らの地域で通いの場の活動に参加するなどの介護予防の取組を継続し、自立した生活が送れるようにするため、自宅等を個別訪問し必要な支援を行う。

第3 対象者

本業務の対象者は、以下の全てに当てはまる者とする。

- 1 所沢市通所型短期集中予防サービスの利用終了日から1か月以内の者
- 2 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを実施し、個別支援を行うことで、運動器機能改善や社会参加が見込めると判断された者
- 3 介護保険サービスの利用をしていない者
※ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び住宅改修を除く
- 4 所沢市通所型短期集中予防サービスの利用を中止していない者

第4 業務内容

所沢市通所型短期集中予防サービスの利用終了後のモニタリング会議等での評価に基づき、利用者の居宅等に訪問し、自立に必要な機能訓練や助言・指導等（※）を行う。また、実施内容については、必要に応じてテキスト作成等を行い、利用者に提供する。

※ 具体例

- ・ 自宅内や自宅周辺、社会参加に関連する場所などの動作及び環境の確認を行い、利用者の障害となっているものを明らかにし取除くための方法の提案
- ・ 手すりの取付けや介護用具の利用などの代替品を含めた環境調整の助言

第5 人員基準

本業務を実施する者は、所沢市通所型短期集中予防サービスに従事する主任指導員（理学療法士）又は指導員補助の者とする。

第6 実施場所

利用者の自宅、自宅周辺及び社会参加に関連する場所など、所沢市通所型短期集中予防サービスの利用終了後のモニタリング会議等での評価に基づいて決められた場所とする。ただし、場所は所沢市内に限る。

また、移動に係る費用が発生する場合、従事者の費用については事業者負担とする。

第7 実施期間

本業務の実施期間及び利用回数は、以下のとおりとする。

実施期間	所沢市通所型短期集中予防サービス利用終了後1か月間
利用回数	1人につき原則3回まで
利用時間	1回当たり1時間程度

第8 利用料

利用料は無料とする。

第9 報告書等の提出

下表のとおり、必要書類等を提出すること。

提出時期	提出書類等	提出先
事業開始時	保険証券の写し ※ 所沢市自宅でちょこっとリハビリ業務委託に対する補償が網羅されているもの。	所沢市
毎月7日（土日祝日の場合には直後の発注者の営業日）まで ただし、3月実施分は3月末日まで	① 訪問リハ実施報告書（資料A） ② サービス利用に係る申込書（資料B） ※ 利用1回目の訪問リハ実施報告書（資料A）と合わせて、原本を提出すること。	所沢市 利用者の介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを実施する地域包括支援センター
事業終了時	所沢市自宅でちょこっとリハビリ委託業務完了報告書（資料C）	所沢市

第10 その他

本業務は、所沢市通所型短期集中予防サービス業務委託に付随する業務であるため、単独での実施は行わないものとする。